○内閣府告示第百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百七十六号をもつて公示した地域再生計画の認定を平成二十四年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　成田市

二　地域再生計画の名称　競走馬育成センター整備による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　成田市の区域の一部（大字猿山、大字七沢、大字大菅、大字小野及び大字名古屋）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百三号をもつて公示した地域再生計画の認定を平成二十四年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道石狩郡当別町

二　地域再生計画の名称　健康食品・地域農産物の活用による地域活性化プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道石狩郡当別町の全域

○公正取引委員会・消費者庁告示第二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、仏壇の表示に関する公正競争規約を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十七日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

消費者庁長官　福嶋　浩彦

一　仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会（代表　小堀　賢二）の申請に係る仏壇の表示に関する公正競争規約を平成二十四年四月十二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

仏壇の製造業、輸入販売業及び販売業

三　規約の内容

別記のとおり。

四　認定の理由

仏壇の表示の実態及び規約の内容を検討した結果、当該規約は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

仏壇の表示に関する公正競争規約

第１章　総則

（目的）

第１条　この公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、仏壇の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

（表示の基本）

第２条　前条の目的を達成するため、事業者は、次の各号に掲げる事項を基本として、表示を行うものとする。

⑴　事業者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の正しい商品選択と商品の安定した使用が確保されるように努めなければならない。

⑵　仏壇は、消費者が長年にわたり精神の充足を求めるために使用するものであり、製造工程における技法や材料によって価値が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告その他の表示は厳に戒めなければならない。

（定義）

第３条　この規約において「仏壇」とは、一般消費者の用に供されるもので、仏像や位牌等を安置して礼拝するためのものであって、仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において規定する金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇をいう。

２　この規約において「事業者」とは、仏壇を製造し又は輸入して販売する事業者（以下「製造業者等」という。）及び仏壇を販売する事業者（製造業者等を除く。以下「販売業者」という。）をいう。

３　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する仏壇の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示

⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

４　この規約において「カタログ」とは、一般消費者が仏壇を購入するに際して選択の参考となる仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。

５　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、仏壇を適切に使用し保管するために必要な事項を記載したものをいう。

６　この規約において「保証書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、自己の販売する仏壇について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した不具合に対して、主として無料修理する旨を記載したものをいう。

第２章　仏壇の表示

（店頭等における必要表示事項等）

第４条　事業者は、一般消費者に直接販売するため店頭又は展示場等に展示する仏壇には、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる仏壇の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　金仏壇　次に掲げる事項

ア　商品名

イ　木地主材料

ウ　正面表面仕上げ

エ　主な金箔粉等

オ　原産国

カ　外形寸法

キ　販売価格

⑵　唐木仏壇　次に掲げる事項

ア　商品名

イ　正面表面材

ウ　主芯材

エ　表面仕上げ

オ　原産国

カ　外形寸法

キ　販売価格

⑶　その他の仏壇　当該仏壇の特性に応じ、前二号のいずれかの規定を準用する。

２　事業者は、一般消費者に直接販売する場合は、当該消費者に前項の表示事項を記載した書類を交付するものとする。

３　訪問販売、通信販売、テレビショッピング等により販売する場合にあっては、前二項の規定に準じて所要の表示をしなければならない。

（カタログの必要表示事項）

第５条　事業者は、仏壇についてカタログを作成する場合は、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　第４条第１項に規定する店頭又は展示場等における表示事項

⑵　カタログの内容についての照会先

⑶　カタログの作成時期

⑷　仕様変更に伴う断り書

（取扱説明書の必要表示事項等）

第６条　事業者は、仏壇を一般消費者に販売する場合は、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を取扱説明書に邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　取扱説明書である旨及び仏壇を使用する前に必ず読むべき旨

⑵　取扱説明書を作成した事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号